市立豊中病院の感染管理指針

第 1 感染に係わる安全管理の基本的考え方

院内感染とは、(1)医療施設において患者が原疾患とは別に新たに罹患した感染症、 (2)医療従事者等が医療施設内において感染した感染症のことである。

院内感染は、人から人へ直接伝播するか、又は医療器具等を媒介して発生する。特に、 免疫力の低下した患者、未熟児、老人等の易感染患者は、通常の病原微生物のみならず、 感染力の弱い微生物によっても、院内感染を起こす可能性がある。

このため、院内感染防止対策は、個々の医療従事者ごとに対策を行うのではなく、医療施設全体として対策に取り組む。当院では、医療従事者全員が正しい認識を持ち、一体となって倫理的配慮を考慮した防止対策を実施することにより、患者様が安心して受けられる地域医療を目指すものである。

第2 感染に係わる安全管理の体制

1. 感染対策委員会 (ICC: Infection Control Committee) の設置

病院長等の医療施設の管理者が積極的に感染制御に関わるとともに、診療部門、看護部門、薬剤部門、臨床検査部門、事務部門等の各部門を代表する職員により構成される「感染対策委員会」を設け、院内感染に関する技術的事項等を検討するとともに、院内部門間の感染症情報の共有体制を確立する。全ての職員に対する組織的な対応方針の指示や教育等を行う。

2. 感染対策チーム (ICT: Infection Control Team) の設置

感染対策委員会の下部組織として感染対策チームを設置し、感染対策委員会で決定された事項を現場で実践し感染対策を強化する。また感染サーベイランスを行い、各部署における現状および問題点について、感染対策委員会に提起する。そして職員への職業感染防止に関する周知、啓発、指導に努める。

3. 抗菌薬適正使用支援チーム(AST:antimicrobial Stewardship Team)の設置

感染対策委員会の下部組織として抗菌薬適正使用支援チームを設置し、感染対策委員会で決定された事項を現場で実践し抗菌薬適正使用を強化する。また、特定抗菌薬の早期モニタリングと主治医へのフィードバックを行い、感染症治療に貢献する。さらに、耐性菌発生率や抗菌薬使用量などのアウトカム評価、抗菌薬適正使用の教育・啓発活動に努める。

第3 院内感染対策のための従業者に対する研修に関する基本方針

院内感染対策委員会、ICTは、院内感染防止対策の基本的考え方及び具体的方策について従業者に周知徹底を図ることを目的に、年 2 回業務態様に応じた従業者を対象に院内研修会を開催するほか、新規採用者や委託業者に対しても必要に応じて研修を行う。また、ICTは研修の開催結果又は外部研修の参加実績を記録・保存する。

第4 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染対策委員会とICTは、多剤耐性菌の感染伝播を防止するため、微生物日報を作成、ラウンドし監視を行う。また「感染情報レポート(耐性菌週報を含む)」を月 1 回程度作成し、 全職員への情報提供を図るとともに、委員会でモニター・再確認等して活用する。

第5 院内感染発生時の対応に関する基本方針

職員は、院内感染発生が疑われる事例が発生した場合には速やかにICTに報告する。 感染対策委員会とICTは詳細の把握に努め、対策立案とその実施に介入する。重大な 感染事例発生の場合には臨時院内感染対策委員会を招集し、速やかに発生の原因を究明 し、改善策を立案し、これを実施するために全職員への周知徹底を図る。必要な場合は、 電子メールまたは紙面情報として病院従業員に周知し、リアルタイムな情報の共有に努 める。

第6 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

院内感染対策の指針は本院のホームページ等に掲載するものとする。

第7 病院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

ICTは、市立豊中病院で定める「感染対策チーム(ICT)要項」に基づき、感染防止対策に関わる具体的業務を行う。職員は、委員会が定めた「市立豊中病院 感染対策マニュアル」に基づいて、手指衛生の徹底など感染防止対策に常に努める。